

第一種動物取扱業者のみなさまへ 帳簿の備付けと定期報告の対象が拡大されました

【対象となる業種】

- 販売業
- 貸出業
- 展示業
- 譲受飼養業

※ 犬猫等販売業者のみから、上記の業種に拡大されました

【対象となる動物】

- 哺乳類
- 鳥類
- 爬虫類



※ 犬猫のみから、動物取扱業者が対象とする動物全般に拡大されました



帳簿の備付け

- 対象事業者：販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業
- 対象動物：哺乳類、鳥類、爬虫類
- 記載事項：裏面をご覧ください
- 保存期間：5年間



定期報告届出

対象事業者	販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業
対象動物	哺乳類、鳥類、爬虫類
対象期間	年度内（4月～翌年3月まで） ※ 犬、猫以外の動物の令和2年度の報告については、令和2年6月～令和3年3月
届出事項	月ごと・動物の種類ごとに • 所有数 • 販売（引渡し）数 • 死亡数 等
届出様式	動物販売業者等定期報告届出書（様式第11の2）
提出方法	栃木県動物愛護指導センター宛て • 郵送 • FAX • 持参 } いずれかの方法
提出期間	翌年度の4月1日～5月30日 （例：令和2年度分の実績は令和3年4月1日～5月30日に報告）

【お問い合わせ先】

栃木県動物愛護指導センター TEL 028-684-5458

【各種様式のダウンロードはこちらから】

<https://www.tochigi-douai.net/gyousya.html>

「2.5.3 記録台帳の作成・保存」「2.5.4 動物販売業者等定期報告届出書」



動物販売業者等が 取り扱う動物に関する帳簿に記載する事項

- 以下の事項を満たしていれば、様式は問いません
- 電磁的方法による保存も認められます
- 犬・猫：所有又は占有する**個体ごと**に記載
- 犬・猫以外の動物：所有又は占有する**動物の品種等ごと**に記載

必要な記載事項	
1	動物の <u>品種等</u> の名称
2	動物の <u>生年月日</u> ▶ 輸入等をされた動物で、生年月日が不明な場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等
3	動物の <u>繁殖者の氏名</u> （法人の場合は名称）及び <u>登録番号</u> （または所在地） ▶ 輸入された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を輸出した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地 ▶ 譲渡された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地 ▶ 捕獲された動物は、この動物を捕獲した者の氏名（法人の場合は名称）、登録番号または所在地及びこの動物を捕獲した場所
4	動物を <u>所有した、または占有した日</u>
5	動物を動物販売業者等（ご自身）に <u>販売した者または譲渡した者の氏名</u> （法人の場合は名称）及び <u>登録番号</u> （または所在地）
6	動物を <u>販売した、または引き渡した日</u>
7	動物の販売または引渡しの <u>相手方の氏名</u> （法人の場合は名称）及び <u>登録番号</u> （または所在地）
8	動物の販売または引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に <u>違反していないこと</u> の確認状況
9	【販売業者】 動物の販売に際しての <u>情報提供</u> （対面説明・現物確認）及びこの情報提供についての顧客による <u>確認の実施状況</u>
10	【貸出業者】 動物の貸出しに際しての <u>情報提供の実施状況並びに動物の貸出しの目的及び期間</u>
11	【販売業者】 動物の <u>販売を行った者の氏名</u>
12	動物が <u>死亡した日及び死亡の原因</u> （動物販売業者等が飼養または保管している間に死亡した場合）